

## 2 情報開示の位置づけ等について

- 一定の客観的な計算式に基づき算出された要介護度改善等の指標については、施設・事業者自ら評価を行い、自らの判断により情報開示を行うべきものである。その場合、開示する情報については都道府県にも報告を行い、国保連でチェックを行うなど、情報内容の客観性の担保を行う必要がある。
- また、情報開示の方法については、自らの施設・事業者等の利用者等を行うほか、社会福祉・医療事業団で行う指定事業者情報システムのホームページにも掲載することなどが考えられる。

## 3 介護報酬での具体的評価方法

### ア 施設サービスでの評価

- 介護保険施設において、要介護者の要介護度が改善した場合、
    - (案1) 一要介護認定期間（通常の場合6ヶ月間）、改善前の要介護度の報酬で支払いを続ける（加算を行う）。
    - (案2) 一ヶ月間、改善前の要介護度の報酬で支払いを続ける（加算を行う）。
    - (案3) 1回で要介護度改善の加算を行う。
- などの方法が考えられるが、
- (案1) の場合、半年間も改善前の要介護度の報酬で支払いを続けるのは長すぎて、利用者側の理解が得づらいこと、
  - (案3) の場合、例えば半月後に要介護度が悪化した場合でも、改善の評価がなされてしまうこと
- を考えると、同じ診療報酬明細書の中で審査が可能な(案2)の1ヶ月間程度で評価することが妥当ではないか。

## イ 在宅サービスでの評価

○在宅サービスを受けている要介護高齢者の要介護度が改善した場合、

(案1) 一定期間(例えば一要介護認定期間)、区分支給限度額を前の要介護度のままとする。

(案2) 居宅介護サービス計画費に加算を設ける。(他の在宅サービス事業者への分配については、在宅サービス事業者同士の協議に委ねる。)

などの方法が考えられるが、

(案1) については、個別の在宅事業者のサービス提供単価等が変わるわけではなく、事業者側にとって目に見える具体的な評価にならないこと

(案2) については、居宅介護支援事業者は確実に評価されるが他の在宅サービス事業者へ適切に分配されるかが不透明であること。

等の問題点が考えられる。